

震災特例法の一部改正に伴う印紙税の取扱いに関するQ&A

《 目 次 》

- 1 政府系金融機関等が行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税
- (問1) 震災特例法が改正されたことにより、政府系金融機関等が行う特別貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」の非課税措置が拡充されたとのことですが、どのように拡充されたのですか。…………… 7
- 2 一定の金融機関が行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税
- (問2) 震災特例法が改正されたことにより、一定の金融機関が行う特別貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」も非課税とされるとのことですが、どのようなものが非課税措置の対象となるのですか。…………… 8
- (問3) 一定の金融機関が行う特別貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」の非課税措置は、貸付けを受ける者が東日本大震災の被災者であることが要件とされていますが、この場合の「東日本大震災の被災者」とはどのような者をいうのですか。…………… 8
- (問4) 「一定の金融機関」とは、どのような者をいうのですか。…………… 9
- (問5) 一定の金融機関が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。…………… 9
- (問6) 「貸付金の利率が明示されている場合」とは、どのような場合をいうのですか。… 9
- (問7) 当銀行では、東日本大震災の被災者を対象として、次のような貸付制度を設けましたが、この貸付制度の下で行われる金銭の貸付けは非課税措置の対象となる特別貸付けに該当しますか。…………… 10
- (問8) 当銀行では、「東日本大震災により被害を受けた者」を対象として、新たに特別貸付制度を設けましたが、この特別貸付制度の下で、いわゆる間接被害者に対して金銭の貸付けを行う際に作成する金銭消費貸借契約書は非課税となりますか。…………… 10
- (問9) 当銀行では、東日本大震災の被災者等以外の者に対しても融資が可能な既存商品の下で、震災日以降、被災者であることを理由に貸付条件を優遇して貸付けを行いました。この貸付けは非課税措置の対象となる特別貸付けに該当しますか。…………… 11
- (問10) 農業を営んでいる者ですが、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の影響により、作物を出荷することができませんでした。この度、資金調達のため、金融機関が設けた特別貸付制度の下で融資を受けることとし、金銭借用証書を金融機関に

提出することになりました。この金銭借用証書に係る印紙税の非課税措置を受けるためには、貸付けを受ける者が東日本大震災の被災者であることを証明する書類等を添付する必要があるとのことですが、どのような書類を添付すればよいですか。…………… 11

3 滅失した消費貸借に関する契約書等に代わるものとして作成する文書の非課税

- (問11) 震災特例法が改正されたことにより、東日本大震災により滅失した文書に代わるものとして作成される文書が非課税とされるとのことですが、どのようなものが非課税措置の対象となるのですか。…………… 12
- (問12) 滅失文書の作成者と金融機関との間の約定に基づき作成(復元)される文書は非課税とされるとのことですが、この場合の「金融機関」とはどのような者をいうのですか。…………… 12
- (問13) 銀行の営業所で保存していた「金銭借用証書」が東日本大震災により滅失したため、約定により、借入者に再作成を求めることとしました。滅失した金銭借用証書は古い様式で現在は使用していないため、新様式の見金借用証書による再作成を求めますが、様式が異なる場合でも非課税の対象となりますか。…………… 13
- (問14) 信用金庫の営業所で保存していた「金銭借用証書」が東日本大震災により滅失したため、約定により、借入者に再作成を求めるとしました。この際、証書貸付ではなく手形貸付とすることとし、手形の差し入れを求めるとなりましたが、この手形は非課税の対象となりますか。…………… 13
- (問15) 信用金庫の営業所で保存していた「金銭借用証書」が東日本大震災により滅失したため、約定により、借入者に再作成を求めるとしました。この際、利率を軽減することとし、滅失した「金銭借用証書」の記載事項のうち、利率を変更した「金銭借用証書」の再作成を求めますが、非課税の対象となりますか。…………… 14
- (問16) 銀行の営業所で保存していた「金銭借用証書」が東日本大震災により滅失したため、約定により、顧客に再作成を求めるとしました。滅失した「金銭借用証書」は、平成20年4月1日付で交付を受けたものであったため、再作成する「金銭借用証書」には、平成20年4月1日の日付が記載されます。滅失文書に代わる文書に係る印紙税の非課税措置は、平成23年3月11日から平成25年3月31日までの間に作成されるものが適用対象とのことですが、再作成する「金銭借用証書」の作成日は、平成20年4月1日ということになり非課税措置が適用されないのでしょうか。…………… 14
- (問17) 非課税対象となる金銭消費貸借証書を作成しましたが、約定に基づく金融機関の求めに応じて滅失した文書に代わるものとして作成される文書であることについて、どのように明らかにすればよいですか。…………… 15

(問18) 金融機関が滅失文書に代わる文書の作成を求めようとする場合、何か手続が必要ですか。…………… 15

4 代替建物の取得等に係る不動産の譲渡に関する契約書等の非課税

(問19) 震災特例法が改正されたことにより、被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」等の非課税措置が拡充されたとのことですが、どのように拡充されたのですか。…………… 16

(問20) 対象区域内建物を譲渡等する際に作成する「不動産の譲渡に関する契約書」等の非課税措置の適用期間を教えてください。…………… 16

(問21) 警戒区域設定指示等の対象区域内（計画的避難区域）に建物を所有していますが、東日本大震災により損壊したため、工務店に修繕を依頼することとしました。この際に作成する建物修繕契約書は、非課税措置の対象となりますか。…………… 17

(問22) 対象区域内建物の代替建物を購入することとなり、不動産売買契約書を作成することとなりました。非課税措置を受けるためにはどうしたらよいですか。…………… 17

(問23) 対象区域内建物に代わる建物を購入することになり、不動産業者と不動産売買契約書を締結することになりました。契約にあたり、被災者と不動産業者が作成する不動産売買契約書の課税関係はどのようになりますか。…………… 18

(問24) 東日本大震災によりマンションの共用部分が損壊したため、修繕することになりました。修繕の契約は、マンション管理組合と建築業者の間で締結することになりますが、この際に作成する修繕工事請負契約書は非課税措置の対象となりますか。なお、マンションの共用部分が被災したことについて、マンション管理組合が「り災証明書」の交付を受けています。…………… 19

5 被災農用地の譲渡に係る不動産の譲渡に関する契約書等の非課税

(問25) 震災特例法が改正されたことにより、被災した農用地を譲渡等する場合等に作成する「不動産の譲渡に関する契約書」等が非課税とされるとのことですが、どのようなものが非課税措置の対象となるのですか。…………… 20

(問26) 「被災農用地」とは具体的にどのような土地をいうのですか。…………… 20

(問27) 被災農用地の譲渡に係る「不動産の譲渡に関する契約書」等の非課税措置は、「被災者」が作成するものであることが要件とされていますが、この場合の「被災者」とはどのような者をいうのですか。…………… 21

(問28) 農用地を所有しており、農業を営む者に農用地を賃貸していましたが、この農用地が東日本大震災により耕作の用に供することが困難となったため、他の者に譲渡する

- こととしました。この際に作成する不動産売買契約書は、非課税措置の対象となりますか。…………… 22
- (問29) 農用地を賃借して農業を営んでいましたが、東日本大震災でこの農用地が被災したことにより耕作が続けられなくなったため、別の場所に農用地を賃借して農業を続けることとしました。この際、新たに賃借する農用地の所有者との間で作成する、「土地の賃借権の設定に関する契約書」は非課税措置の対象となりますか。…………… 22
- (問30) 東日本大震災で被災した農用地の代替農用地を購入することとなり、不動産売買契約書を作成することとなりました。非課税措置を受けるためにはどうしたらよいですか。…………… 22
- (問31) 被災農用地に代わる農用地を購入することになり、新しい農用地の所有者と土地売買契約を締結することになりました。契約にあたり、農業を営む被災者と土地の所有者が共同で作成する土地売買契約書の課税関係はどのようになりますか。…………… 23

6 被災した船舶・航空機に代わる船舶・航空機の取得等に係る船舶又は航空機の譲渡に関する契約書等の非課税

- (問32) 震災特例法が改正されたことにより、東日本大震災により滅失等した船舶・航空機に代わる船舶・航空機を取得等する際に作成する「船舶又は航空機の譲渡に関する契約書」等が非課税とされるとのことですが、どのようなものが非課税措置の対象となるのですか。…………… 24
- (問33) 代替船舶又は代替航空機の取得に係る「船舶又は航空機の譲渡に関する契約書」等の非課税措置は、「被災者」が作成するものであることが要件とされていますが、この場合の「被災者」とはどのような者をいうのですか。…………… 25
- (問34) 事業用に所有していた船舶（総トン数18トン）が東日本大震災により滅失してしまったため、これに代わる船舶（総トン数20トン）の購入を予定していますが、この際に作成する「船舶の売買契約書」は非課税の対象になりますか。…………… 26
- (問35) 漁業を営む個人事業者ですが、東日本大震災により、所有していた船舶が滅失したため、これに代わる船舶を購入することとしました。この際に作成する「船舶の売買契約書」は非課税の対象になりますか。…………… 26
- (問36) 事業用にヘリコプターを所有していましたが、東日本大震災により損壊して使用することが困難となったため、これを処分して新たなヘリコプターを購入することとしました。この際に作成する「ヘリコプターの売買契約書」は非課税の対象になりますか。…………… 27

(問37) 非課税措置の適用を受ける場合には、非課税措置の対象となる契約書に、「被災証明書類」を添付しなければならないとのことですが、「被災証明書類」とはどのようなものですか。…………… 27

(問38) 当社は東日本大震災で被災していない船舶の建造会社ですが、東日本大震災の被災者から、東日本大震災により滅失した船舶に代わる船舶の建造を依頼されました。この際に、被災者と共同で作成する船舶建造契約書の印紙税の課税関係はどのようになりますか。…………… 28

7 独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税

(問39) 震災特例法が改正されたことにより、独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」等が非課税とされるとのことですが、どのようなものが非課税措置の対象となるのですか。…………… 29

(問40) 建設工事を営む法人ですが、この度、機構が仮施設整備事業として行う仮設店舗の建設を請負うことになりました。この際に作成する工事請負契約書の印紙税の課税関係はどのようになりますか。…………… 29

8 過誤納確認関係

(問41) 東日本大震災が発生してから改正法が施行されるまでの間に、改正法で新たに非課税とされた契約書を既に作成し、収入印紙を貼付していますが、救済措置はあるのでしょうか。…………… 30

(問42) 改正法の施行日以後に、震災特例法が改正されたことにより新たに非課税とされた契約書について、今回講じられた追加措置を知らずに印紙税を納付してしまいましたが、印紙税の過誤納確認申請することができますか。…………… 30

(問43) 過誤納確認申請は、いつまでできるのですか。…………… 30

※ 関係法令等の略語は、次のとおりです。

震災特例法……………東日本大震災の被災者等に係る国
税関係法律の臨時特例に関する法
律（平成23年法律第29号）

震災特例法施行令……………東日本大震災の被災者等に係る国
税関係法律の臨時特例に関する法
律施行令（平成23年政令第112号）

震災特例法施行規則……………東日本大震災の被災者等に係る国
税関係法律の臨時特例に関する法
律施行規則（平成23年財務省令第20
号）

震災特例法通達……………東日本大震災の被災者等に係る国
税関係法律の臨時特例に関する法
律の施行に伴う自動車重量税及び
印紙税の取扱いについて（法令解釈
通達）

改正法……………東日本大震災の被災者等に係る国
税関係法律の臨時特例に関する法
律の一部を改正する法律（平成23
年法律第119号）

通則……………印紙税法（昭和42年法律第23号）
別表第1の課税物件表における課
税物件表の適用に関する通則

1 政府系金融機関等が行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税（拡充）

（特別貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」の非課税措置の拡充）

（問 1） 震災特例法が改正されたことにより、政府系金融機関等が行う特別貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」の非課税措置が拡充されたとのことですが、どのように拡充されたのですか。

（答）

東日本大震災により被害を受けた方を対象として、地方公共団体又は政府系金融機関等が行う特別貸付けに際して作成される「消費貸借に関する契約書」（金銭借用証書など）で、平成 23 年 3 月 11 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に作成されるものは、印紙税が非課税とされていますが、この非課税措置が次のとおり拡充されました（震災特例法 47

①、震災特例法施行令 37①②、震災特例法施行規則 19①）。

① 地方公共団体又は預託貸付金融機関が、東日本大震災により被害を受けた者に対して行う特別貸付けについては、他の貸付制度に比べて「利率」又は「据置期間」が有利であるものが非課税の対象とされていましたが、「貸付限度額」、「償還期間」、「貸付金の返済方法」、「貸付金の使途」、「担保（保証人の保証を含む）の提供」、「借換えの可否」、「保証料率」が有利なものについても非課税対象とされることになりました。

（注 1） 「預託貸付機関」とは、地方公共団体から金銭の預託を受け、その地方公共団体の定めるところにより東日本大震災の被害者に金銭の貸付けを行う金融機関をいいます。

② 地方公共団体（独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 15 条第 1 項第 3 号二の規定による資金の貸付けを受けた地方公共団体に限ります。）から金銭の貸付けを受けた支援事業者が、東日本大震災により被害を受けた者に対して行う金銭の貸付けが特別貸付けの範囲に追加されました。

（注 2） 「支援事業者」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 15 条第 1 項第 3 号二に規定する中小企業者を支援する事業を行う者をいいます。

③ 貸与機関が、東日本大震災により被害を受けた者に対して設備資金貸付事業として行う資金の貸付け（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 129 条第 1 項の規定の適用を受けるものに限ります。）が特別貸付けの範囲に追加されました。

（注 3） 「貸与機関」とは、小規模企業者等設備導入資金助成法第 2 条第 4 項に規定する貸与機関をいい、「設備資金貸付事業」とは、同条第 5 項に規定する設備資金貸付事業をいいます。

※ 「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律」（平成 25 年法律第 57 号）により、小規模企業者等設備導入資金助成法が平成 27 年 3 月 31 日に廃止されたため、当該措置も同日に廃止されています（平成 27 年政令第 110 号）。

④ 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第 17 条第 1 項に規定する融資機関又は同法第 5 条第 1 項に規定するセンターが、東日本大震災の被害者に対する特別資金貸付制度（他の資金の貸付けの条件よりも有利な条件で行われる資金の貸付制度をいいます。）を設け、その特別資金貸付制度の下で行う金銭の貸付けが特別貸付けの範囲に追加されました。

（注 4） 「資金」とは、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第 2 条第 2 項に規定する就農支援資金をいいます。

2 一定の金融機関が行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税（新設）

（非課税措置の対象となる「消費貸借に関する契約書」）

（問2） 震災特例法が改正されたことにより、一定の金融機関が行う特別貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」も非課税とされるとのことですが、どのようなものが非課税措置の対象となるのですか。

（答）

震災特例法により非課税とされるのは、次の①から④のすべての要件を満たす金銭の貸付けに関して作成される「消費貸借に関する契約書」で、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に作成されるものです（震災特例法47②、震災特例法施行令37③）。

- ① 金銭の貸付けを受ける者が「東日本大震災の被災者」であること（問3参照）
- ② 金銭の貸付けを行う者が、銀行、信用金庫など一定の金融機関であること（問4参照）
- ③ 他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付け（特別貸付け）であること
- ④ ①について、市町村長等が証明した書類等を当該契約書に添付していること

（「東日本大震災の被災者」の意義）

（問3） 一定の金融機関が行う特別貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」の非課税措置は、貸付けを受ける者が東日本大震災の被災者であることが要件とされていますが、この場合の「東日本大震災の被災者」とはどのような者をいうのですか。

（答）

一定の金融機関が行う特別貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」の非課税措置は、貸付けを受ける者が東日本大震災の被災者であることが要件とされていますが、この場合の「東日本大震災の被災者」とは、次の者をいいます（震災特例法令37④）。

- ① 東日本大震災によりその所有する建物に被害を受けた者であることその他東日本大震災の被災者であることにつき、当該建物の所在地の市町村長その他相当の機関から証明を受けた者
- ② 平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律第2条に規定する特定原子力損害（以下「特定原子力損害」といいます。）を受けた者

(一定の金融機関)

(問4) 「一定の金融機関」とは、どのような者をいうのですか。

(答)

「一定の金融機関」とは、具体的には次の者をいいます(震災特例法施行令37③)。

- ① 銀行 ② 信用金庫 ③ 信用協同組合 ④ 労働金庫 ⑤ 信用金庫連合会
- ⑥ 協同組合連合会 ⑦ 労働金庫連合会 ⑧ 農業協同組合
- ⑨ 農業協同組合連合会 ⑩ 漁業協同組合 ⑪ 漁業協同組合連合会
- ⑫ 水産加工業協同組合 ⑬ 水産加工業協同組合連合 ⑭ 農林中央金庫

(特別に有利な条件)

(問5) 一定の金融機関が行う金銭の貸付けのうち、どのような貸付けが「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのですか。

(答)

一定の金融機関が行う金銭の貸付けのうち、「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのは、東日本大震災の被災者又は東日本大震災により被害を受けた者(以下「被災者等」といいます。)に対する特別貸付制度(次の①、②の金銭の貸付けの区分に応じ、それぞれ一定の要件を満たす貸付制度)を設け、その特別貸付制度の下で行われる金銭の貸付けです(震災特例法施行令37⑤、震災特例法施行規則19②)。

- ① 貸付金の利率が明示されている場合
被災者等以外の者に対する貸付金の利率に比べ年0.5%以上有利であること
- ② 貸付金の利率が明示されていない場合
据置期間が6月以上であること(償還期間が1年以上のもので、その金銭の貸付けの条件が被災者等に該当しない場合の条件と比べ不利になっていないものに限ります。)

(「貸付金の利率が明示されている場合」の意義)

(問6) 「貸付金の利率が明示されている場合」とは、どのような場合をいうのですか。

(答)

「貸付金の利率が明示されている場合」とは、不特定かつ多数の者に対して金利が明らかとなっている場合をいい、例えば、次のような場合をいいます。

- ① 金融機関の店頭において貸付金の金利(いわゆる店頭金利)が表示されている場合
- ② パンフレット等に貸付金の利率が記載されている場合

(「据置期間が6月以上であるもの」の意義)

(問7) 当銀行では、東日本大震災の被災者を対象として、次のような貸付制度を設けましたが、この貸付制度の下で行われる金銭の貸付けは非課税措置の対象となる特別貸付けに該当しますか。

- ・ 貸付金の利率（店頭金利）は明示されていない。
- ・ 据置期間は設定されていない。
- ・ 償還期間1年 ・ 1年後一括返済
- ・ 被災者等に該当しない場合の条件と比べ不利になっていない。

(答)

一定の金融機関が行う金銭の貸付けのうち、貸付金の利率が明示されていない貸付けの場合には、据置期間が6月以上であるものが非課税措置の対象となる特別貸付けに該当することとされています（震災特例法施行令37⑤二）。

ご質問の貸付制度は、特に据置期間が設定されていないようですが、償還期間が1年であり、1年後一括返済となっていますから、据置期間が6月以上の貸付制度と認められます。

したがって、非課税措置の対象となる特別貸付けに該当します。

(間接被害者に対する特別貸付け)

(問8) 当銀行では、「東日本大震災により被害を受けた者」を対象として、新たに特別貸付制度を設けましたが、この特別貸付制度の下で、いわゆる間接被害者に対して金銭の貸付けを行う際に作成する金銭消費貸借契約書は非課税となりますか。

(答)

一定の金融機関が行う金銭の貸付けのうち、「特別に有利な条件で行う金銭の貸付け」に該当するのは、「東日本大震災の被災者」又は「東日本大震災により被害を受けた者」に対する特別貸付制度を設け、その特別貸付制度の下で行われる金銭の貸付けとされています（震災特例法施行令37⑤）。

(注) 「東日本大震災により被害を受けた者」には、東日本大震災により直接の被害を受けた者のほか、取引先が大震災によって被災したことにより売上げの減少等の被害を受けた者等（いわゆる間接被害者）も含まれます。

しかしながら、一定の金融機関が行う特別貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」の非課税措置は、貸付けを受ける者が東日本大震災の被災者であることが要件とされていますので、「東日本大震災により被害を受けた者」を対象として新たに設けた特別貸付制度の下で行われる金銭の貸付けであっても、間接被害者に対して行われる金銭の貸付けに際して作成される金銭消費貸借契約書は、非課税の対象となりません。

(非課税措置の対象となる特別貸付けの範囲)

(問 9) 当銀行では、東日本大震災の被災者等以外の者に対しても融資が可能な既存商品の下で、震災日以降、被災者であることを理由に貸付条件を優遇して貸付けを行いました。この貸付けは非課税措置の対象となる特別貸付けに該当しますか。

(答)

一定の金融機関が行う金銭の貸付けのうち、非課税措置の対象となる特別貸付けに該当するのは、東日本大震災の発生以降、被災者等に対する特別貸付制度を新たに設け、その特別貸付制度の下で行われる金銭の貸付けです（震災特例法施行令 37⑤）。

したがって、被災者等以外の者に対しても融資が可能な既存商品において、東日本大震災の被災者であることを理由として貸付け条件を優遇して貸付けを行っても、その貸付けは非課税措置の対象となる特別貸付けに該当しません（震災特例法通達第 47 条関係 4）。

(契約書に添付すべき書類)

(問 10) 農業を営んでいる者ですが、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の影響により、作物を出荷することができませんでした。

この度、資金調達のため、金融機関が設けた特別貸付制度の下で融資を受けることとし、金銭借用証書を金融機関に提出することになりました。

この金銭借用証書に係る印紙税の非課税措置を受けるためには、貸付けを受ける者が東日本大震災の被災者であることを証明する書類等を添付する必要があるとのことですが、どのような書類を添付すればよいですか。

(答)

非課税措置を受ける場合には、金銭の貸付けを受ける者が東日本大震災の被災者であることについて市町村長が証明した書類（り災証明書等）を非課税措置の対象となる契約書に添付する必要があります（震災特例法施行令 37⑥一）。

また、被災者が特定原子力損害を受けた者である場合には、特定原子力損害を受けた者であることを明らかにする書類を添付する必要があります。（震災特例法施行令 37⑥二）。

特定原子力損害を受けた者であることを明らかにする書類としては、被災者が損害賠償請求の相手先に提出した損害賠償請求書の写しが考えられますが、その他、その地域からの避難者に対しては賠償金が支払われることが明らかな場合には、住民票や登記事項証明書等の書類でもかまいません。

(注) 非課税措置の対象となる契約書に添付する「り災証明書」等は、原則として、原本である必要があります。

ただし、例えば、「り災証明書」等が 1 通しか発行されない場合には、その写しを添付して差し支えありません。

3 滅失した消費貸借に関する契約書等に代わるものとして作成する文書の非課税（新設）

（非課税措置の対象となる「消費貸借に関する契約書」等）

（問 11） 震災特例法が改正されたことにより、東日本大震災により滅失した文書に代わるものとして作成される文書が非課税とされるとのことですが、どのようなものが非課税措置の対象となるのですか。

（答）

震災特例法により非課税とされるのは、銀行その他の金融機関が保存する東日本大震災の発生前に作成された次の①から⑤に掲げる文書が、東日本大震災により滅失したことにより、当該滅失した文書（以下「滅失文書」といいます。）の作成者と当該金融機関との間の約定に基づき、当該金融機関の求めに応じて作成（復元）される文書で、平成 23 年 3 月 11 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に作成されるものです（震災特例法 48）。

- ① 消費貸借に関する契約書（第 1 号の 3 文書）
- ② 約束手形又は為替手形（第 3 号文書）
- ③ 継続的取引の基本となる契約書（第 7 号文書）
- ④ 債務の保証に関する契約書（第 13 号文書）
- ⑤ 債権譲渡又は債務の引受けに関する契約書（第 15 号文書）

【参考】一般的な銀行取引約定書の例

甲：借入人 乙：銀行

第〇条（危険負担、免責条項）

甲が振出、裏書き、引受け、参加引受け若しくは保証した手形又は甲が乙に差し入れた証書等が、事変、災害、輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失、滅失、損傷又は延着した場合には、甲は乙の帳簿、伝票等の記録に基づき債務を弁済するものとします。なお、乙が請求した場合は、甲は直ちに代わり手形、証書等を差し入れるものとし、この場合に生じた損害については、乙の責めに帰すべき事由による場合を除いては、甲の負担とするものとします。

（「金融機関」の範囲）

（問 12） 滅失文書の作成者と金融機関との間の約定に基づき作成（復元）される文書は非課税とされるとのことですが、この場合の「金融機関」とはどのような者をいうのですか。

（答）

「金融機関」とは、具体的には次の者をいいます（震災特例法施行令 38①）。

- ① 問 4 の①から⑭に掲げる者
- ② 株式会社商工組合中央金庫
- ③ 株式会社日本政策投資銀行
- ④ 保険会社
- ⑤ 外国保険会社等
- ⑥ 金融商品取引業者
- ⑦ 証券金融会社
- ⑧ 貸金業者
- ⑨ 貸金業法第 2 条第 1 項第 5 号に規定する者のうち主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者で金融庁長官の指定するもの
- ⑩ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

(滅失文書により証されるべき事項と同一の証されるべき事項①)

(問 13) 銀行の営業所で保存していた「金銭借用証書」が東日本大震災により滅失したため、約定により、借入者に再作成を求めるとしました。

滅失した金銭借用証書は古い様式で現在は使用していないため、新様式 of 金銭借用証書による再作成を求める予定ですが、様式が異なる場合でも非課税の対象となりますか。

(答)

滅失文書に代わる文書として作成されるもののうち、非課税の対象となるのは、滅失文書により証されるべき事項と同一の証されるべき事項が記載されている文書とされています (震災特例法施行令 38②)。

ご質問のように、滅失した金銭借用証書と新たに作成する金銭借用証書の様式が異なるものであったとしても、滅失文書により証されるべき事項と同一の証されるべき事項が記載されていれば、非課税の対象となります。

(滅失文書により証されるべき事項と同一の証されるべき事項②)

(問 14) 信用金庫の営業所で保存していた「金銭借用証書」が東日本大震災により滅失したため、約定により、借入者に再作成を求めるとしました。

この際、証書貸付ではなく手形貸付とすることとし、手形の差し入れを求めるととなりましたが、この手形は非課税の対象となりますか。

(答)

滅失文書に代わる文書として作成されるもののうち、非課税の対象となるのは、滅失文書により証されるべき事項と同一の証されるべき事項が記載されている文書とされています (震災特例法施行令 38②)。

滅失文書が「消費貸借に関する契約書 (第 1 号の 3 文書)」であった場合には、これに代わるものとして作成される「消費貸借に関する契約書 (第 1 号の 3 文書)」のみが非課税の対象となります。

したがって、ご質問のように、滅失した金銭借用証書 (第 1 号の 3 文書) に代わるものとして作成される約束手形 (第 3 号文書) は、非課税の対象となりません (震災特例法通達第 48 条関係 1 (2))。

(滅失文書により証されるべき事項と同一の証されるべき事項③)

(問 15) 信用金庫の営業所で保存していた「金銭借用証書」が東日本大震災により滅失したため、約定により、借入者に再作成を求めるとしました。

この際、利率を軽減することとし、滅失した「金銭借用証書」の記載事項のうち、利率を変更した「金銭借用証書」の再作成を求める予定ですが、非課税の対象になりますか。

(答)

滅失文書に代わる文書として作成されるもののうち、非課税の対象となるのは、滅失文書により証されるべき事項と同一の証されるべき事項が記載されている文書とされています(震災特例法施行令 38②)。

ご質問の「金銭借用証書」は、東日本大震災の発生以前に締結した消費貸借契約の利率について、新たな利率を定めるもの(利率の変更を証するもの)ですから、滅失文書により証されるべき事項と同一の証されるべき事項が記載されている文書には該当せず、非課税の対象となりません(第1号の3文書として課税されます)。

(滅失文書に代わる文書の作成日)

(問 16) 銀行の営業所で保存していた「金銭借用証書」が東日本大震災により滅失したため、約定により、借入者に再作成を求めるとしました。

滅失した「金銭借用証書」は、平成 20 年 4 月 1 日付で交付を受けたものであったため、再作成する「金銭借用証書」には、平成 20 年 4 月 1 日の日付が記載されます。

滅失文書に代わる文書に係る印紙税の非課税措置は、平成 23 年 3 月 11 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に作成されるものが適用対象とのことですが、再作成する「金銭借用証書」の作成日は、平成 20 年 4 月 1 日ということになり非課税措置が適用されないのでしょうか。

(答)

ご質問のように、再作成する金銭借用証書に、平成 20 年 4 月 1 日の日付が記載されている場合、その文書の作成日が平成 20 年 4 月 1 日ではないかとの疑義が生じます。

しかしながら、「約定に基づく金融機関の求めに応じて滅失した文書に代わるものとして作成される文書であることについてその金融機関が記載した書類」が金銭借用証書に添付されることにより、再作成した文書であることが明らかとなりますから、再作成される金銭借用証書に平成 20 年 4 月 1 日の日付が記載されていたとしても、再作成した金銭借用証書が金融機関に交付される日が平成 23 年 3 月 11 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間であれば、非課税措置が適用されます。

なお、「約定に基づく金融機関の求めに応じて滅失した文書に代わるものとして作成される文書であることについてその金融機関が記載した書類」に、再作成の日を記載することにより、再作成する金銭借用証書の作成日が客観的に明らかとなります。

(契約書に添付すべき書類)

(問 17) 非課税対象となる金銭借用証書を作成しましたが、約定に基づく金融機関の求めに応じて滅失した文書に代わるものとして作成される文書であることについて、どのように明らかにすればよいですか。

(答)

非課税措置の適用を受けようとする場合、滅失文書に代わるものとして作成される文書が、「消費貸借に関する契約書」、「継続的取引の基本となる契約書」、「債務の保証に関する契約書」、「債権譲渡又は債務の引受けに関する契約書」である場合には、「約定に基づく金融機関の求めに応じて滅失した文書に代わるものとして作成される文書であることについてその金融機関が記載した書類」を当該契約書に添付しなければなりません。

また、約束手形又は為替手形である場合には、その手形に、約定に基づく金融機関の求めに応じて滅失した文書に代わるものとして作成される文書である旨の記載をその金融機関から受けなければなりません（震災特例法施行令 38③）。

(滅失文書に代わる文書の作成を求める旨の届出)

(問 18) 金融機関が滅失文書に代わる文書の作成を求めようとする場合、何か手続が必要ですか。

(答)

滅失した文書に代わる文書の作成（復元）を求めようとする金融機関は、当該文書の作成を最初に求めるときまでに「滅失文書に代わる文書の作成を求める旨の届出書」を、当該文書の作成を求める営業所等ごとに、当該営業所等の所在地の所轄税務署長に提出する必要があります（震災特例法 48②）。

この届出の際には、作成を求める金融機関の営業所等が被災したことを証する書類（り災証明書等）も併せて提出するようにしてください。

なお、滅失した文書に代わる文書の作成を既に求めている場合には、速やかに届出書を提出してください。

4 代替建物の取得等に係る不動産の譲渡に関する契約書等の非課税（拡充）

（代替建物の取得等に係る「不動産の譲渡に関する契約書」等の非課税措置の拡充）

（問 19） 震災特例法が改正されたことにより、被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」等の非課税措置が拡充されたとのことですが、どのように拡充されたのですか。

（答）

東日本大震災の被災者が、滅失等した建物の代替建物を取得する場合等において作成する「不動産の譲渡に関する契約書」又は「請負に関する契約書（建設業法に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限り。）」については、印紙税が非課税とされていますが、この非課税措置の適用範囲が拡充され、次のいずれかに該当する場合に作成するものも含まれることとなりました（震災特例法 49①）。

- ① 警戒区域設定指示等が行われた日において、その警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物（以下「対象区域内建物」といいます。）が所在した土地を譲渡する場合
- ② 対象区域内建物を譲渡する場合
- ③ 対象区域内建物に代わる建物（以下「代替建物」といいます。）の敷地の用に供する土地を取得する場合
- ④ 代替建物を取得する場合
- ⑤ 代替建物を新築する場合

（注） 「警戒区域設定指示等」とは、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して、原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項又は第 20 条第 3 項の規定により、内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が、市町村長又は都道府県知事に対して行った次の指示をいいます（震災特例法 37①一、震災特例法施行規則 13②）。

- ・ 原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第 63 条第 1 項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示（警戒区域）
- ・ 住民に対して避難のために立ち退きを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示（避難指示区域・計画的避難区域）

（非課税措置の適用期間）

（問 20） 対象区域内建物を譲渡等する際に作成する「不動産の譲渡に関する契約書」等の非課税措置の適用期間を教えてください。

（答）

問 19 の①から⑤の場合に作成する不動産譲渡契約書等に係る印紙税の非課税措置の適用期間は、警戒区域設定指示等が行われた日から、その警戒区域設定指示等が解除された日から起算して 3 月を経過する日と平成 33 年 3 月 31 日のいずれか早い日までの間とされています（震災特例法第 49①）。

(対象区域内建物の修繕)

(問 21) 警戒区域設定指示等の対象区域内(計画的避難区域)に建物を所有していますが、東日本大震災により損壊したため、工務店に修繕を依頼することとしました。この際に作成する建物修繕契約書は、非課税措置の対象となりますか。

(答)

東日本大震災の被災者が、東日本大震災により損壊した建物を修繕する際に作成する建設工事の請負契約書であって、被災証明書等が添付されているものは、非課税の対象となります(震災特例法 49①六)。

ご質問のように、警戒区域設定指示等の対象区域内(計画的避難区域)に所在する建物であっても、東日本大震災により損壊した建物であれば、その損壊した建物を修繕する際に作成する建設工事の請負契約書は、非課税の対象となります。

(契約書に添付すべき書類)

(問 22) 対象区域内建物の代替建物を購入することとなり、不動産売買契約書を作成することとなりました。非課税措置を受けるためにはどうしたらよいですか。

(答)

非課税措置を受ける場合には、対象区域内建物の所有者であることについて当該対象区域内建物の所在地の市町村長又は特別区の区長が証明した書類を非課税措置の対象となる契約書に添付する必要があります(震災特例法施行令 39③)。

(注) 非課税措置の対象となる契約書に添付する証明書類は、原則として、原本である必要があります。

ただし、例えば、証明書類が 1 通しか発行されない場合には、その写しを添付して差し支えありません。

(被災者と被災者以外の者が共同で作成する契約書の課税関係)

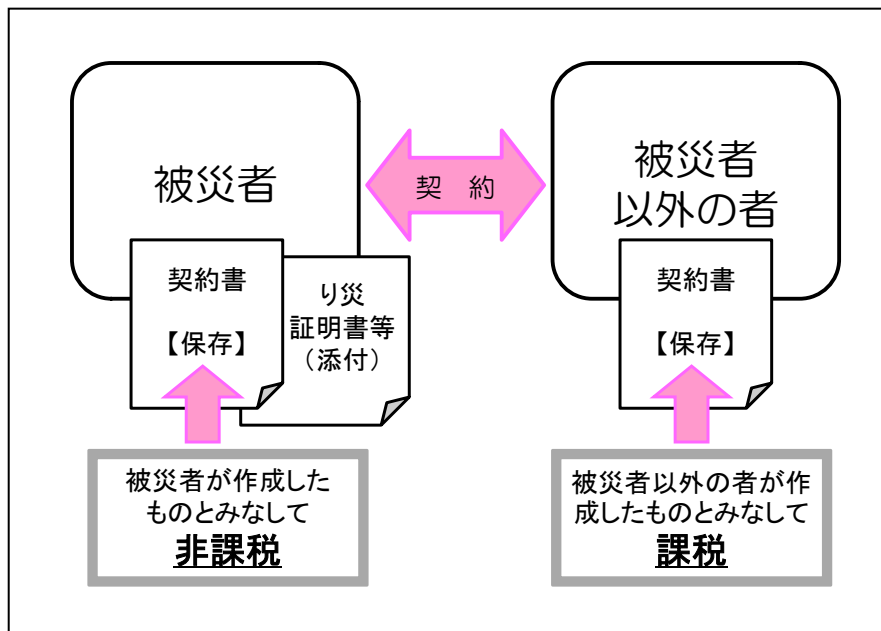
(問 23) 対象区域内建物に代わる建物を購入することになり、不動産業者と不動産売買契約書を締結することになりました。

契約にあたり、被災者と不動産業者が作成する不動産売買契約書の課税関係はどのようなになりますか。

(答)

東日本大震災の被災者と被災者以外の者（不動産業者など）とが共同で作成する契約書については、被災者が保存する契約書は被災者が作成したものとみなして非課税とされ、被災者以外の者が保存する契約書は被災者以外の者が作成したものとみなして課税されることとなります（震災特例法 49②）。

なお、被災者が保存する契約書には、対象区域内建物の所有者であることについて当該建物の所在地の市町村長又は特別区の区長が証明した書類を添付する必要があります。



(マンション管理組合が作成する工事請負契約書)

(問 24) 東日本大震災によりマンションの共用部分が損壊したため、修繕することになりました。

修繕の契約は、マンション管理組合と建築業者の間で締結することになりますが、この際に作成する修繕工事請負契約書は非課税措置の対象となりますか。

なお、マンションの共用部分が被災したことについて、マンション管理組合が「り災証明書」の交付を受けています。

(答)

震災特例法により非課税とされる「建設工事の請負契約書」は、東日本大震災により滅失した建物若しくは東日本大震災により損壊したため取り壊した建物若しくは東日本大震災により損壊した建物（以下「滅失等建物等」といいます。）又は「対象区域内建物」の所有者が作成するものであることが要件とされています（震災特例法施行令 39①）。

「滅失等建物等又は対象区域内建物の所有者」には、マンション管理組合及び区分所有者の集会決議によって選任された管理者も含まれますので、マンション管理組合が所持し、「り災証明書」を添付するものについては、非課税措置の対象になります（震災特例法通達第 49 条関係 1）。

5 被災農用地の譲渡に係る不動産の譲渡に関する契約書等の非課税（新設）

（非課税措置の対象となる「不動産の譲渡に関する契約書」等）

（問 25） 震災特例法が改正されたことにより、被災した農用地を譲渡等する場合等に作成する「不動産の譲渡に関する契約書」等が非課税とされるとのことですが、どのようなものが非課税措置の対象となるのですか。

（答）

震災特例法により非課税とされるのは、東日本大震災の被災者で農業を営む者が、次のいずれかに該当する場合に作成する「不動産の譲渡に関する契約書」又は「地上権又は土地の賃借権の設定に関する契約書」で、平成 23 年 3 月 11 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に作成されるものです（震災特例法 50①）。

- ① 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地（以下「被災農用地」といいます。）を譲渡する場合
- ② 警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地（以下「対象区域内農用地」といいます。）を譲渡する場合
- ③ 被災農用地又は対象区域内農用地に代わる農用地（以下「代替農用地」といいます。）を取得する場合
- ④ 代替農用地の地上権又は土地の賃借権を設定し、又は取得する場合

（注） 対象区域内農用地に係る契約書についての非課税措置の適用期間は、警戒区域設定指示等が行われた日から、その警戒区域設定指示等が解除された日から起算して 3 月を経過する日と平成 33 年 3 月 31 日のいずれか早い日までの間とされています。

（「被災農用地」の意義）

（問 26） 「被災農用地」とは具体的にどのような土地をいうのですか。

（答）

「被災農用地」とは、東日本大震災による被害を受けたことにより耕作又は養畜の用に供することができないと見込まれる農用地であることについて、当該農用地の所在地の農業委員会が証明したものをいいます（震災特例法 50①一、震災特例法施行令 40③）。

なお、「農用地」とは、農地（耕作の目的に供される土地をいいます。）又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいいます（農業経営基盤強化促進法 4①一）。

（「被災者」の意義）

（問 27） 被災農用地の譲渡に係る「不動産の譲渡に関する契約書」等の非課税措置は、「被災者」が作成するものであることが要件とされていますが、この場合の「被災者」とはどのような者をいうのですか。

（答）

被災農用地の譲渡に係る「不動産の譲渡に関する契約書」等の非課税措置は、被災者が作成するものであることが要件とされていますが、この場合の「被災者」とは、次の者をいいます（震災特例法令 40①②）。

- ① 農業を営む者であって、東日本大震災によりその所有する農用地に被害を受けた者であることについて当該農用地の所在地の農業委員会から証明を受けた者
- ② 農業を営む者であって、東日本大震災により地上権若しくは賃借権を有する農用地に被害を受けた者であることについて当該農用地の所在地の農業委員会から証明を受けた者
- ③ 農業を営む者であって、対象区域内農用地の所有者又は対象区域内農用地に地上権若しくは賃借権を有する者であることについて当該対象区域内農用地の所在地の市町村長から証明を受けた者
- ④ 東日本大震災の被災者（個人）が①から③のいずれかの証明を受けた後に死亡した場合、その者の相続人
- ⑤ 東日本大震災の被災者（個人）が①から③のいずれかの証明を受ける前に死亡した場合、その相続人であって、①から③のいずれかの証明を受けた者
- ⑥ 東日本大震災の被災者（法人）が①から③のいずれかの証明を受けた後に合併により消滅した場合、その合併に係る合併法人
- ⑦ 東日本大震災の被災者（法人）が①から③のいずれかの証明を受けた後に分割により被災農用地若しくは対象区域内農用地に係る事業を承継させた場合、その分割に係る分割承継法人
- ⑧ 東日本大震災の被災者（法人）が①から③のいずれかの証明を受ける前に合併により消滅した場合、その合併法人であって①から③のいずれかの証明を受けた者
- ⑨ 東日本大震災の被災者（法人）で①から③のいずれかの証明を受ける前に分割により被災農用地若しくは対象区域内農用地に係る事業を承継させた場合、その分割承継法人であって①から③のいずれかの証明を受けた者

（注） ①～③の場合、分割により、被害を受けた農用地又は対象区域内農用地に係る権利義務を承継させた分割法人は除かれます（⑦や⑨により分割承継法人が「被災者」となります）。

④～⑨の場合、それぞれの者に該当することが、契約書その他の書面（例：戸籍謄本、登記事項証明書（商業・法人登記）、合併契約書又は分割契約書）において明らかにされている必要があります。

(農用地の賃貸人に対する非課税措置の適用)

(問 28) 農用地を所有しており、農業を営む者に農用地を賃貸していましたが、この農用地が東日本大震災により耕作の用に供することが困難となったため、他の者に譲渡することとしました。

この際に作成する不動産売買契約書は、非課税措置の対象となりますか。

(答)

非課税措置の対象となるのは、東日本大震災の被災者であって農業を営む者が作成するものとされています(震災特例法 50①)。

したがって、東日本大震災により被災した農用地の所有者であっても、農業を営んでいない者が作成する不動産売買契約書は非課税の対象となりません。

(農用地の賃借人に対する非課税措置の適用)

(問 29) 農用地を賃借して農業を営んでいましたが、東日本大震災でこの農用地が被災したことにより耕作が続けられなくなったため、別の場所に農用地を賃借して農業を続けることとしました。

この際、新たに賃借する農用地の所有者との間で作成する、「土地の賃借権の設定に関する契約書」は非課税措置の対象となりますか。

(答)

農業を営む者であって、東日本大震災により賃借権を有する農用地に被害を受けた者であることについて農業委員会から証明を受けた者が、代替農用地の賃借権の設定をする場合に作成する「土地の賃借権の設定に関する契約書」は非課税の対象となります(震災特例法 50①三)。

(契約書に添付すべき書類)

(問 30) 東日本大震災で被災した農用地の代替農用地を購入することとなり、不動産売買契約書を作成することとなりました。

非課税措置を受けるためにはどうしたらよいですか。

(答)

非課税措置を受ける場合には、次のいずれかの書類を非課税措置の対象となる契約書に添付する必要があります(震災特例法施行令 40④)。

- ① 東日本大震災によりその所有する農用地又は地上権若しくは賃借権を有する農用地に被害を受けた者であることについて農業委員会が証明した書類
- ② 対象区域内農用地の所有者又は対象区域内農用地に地上権若しくは賃借権を有する者であることについて当該対象区域内農用地の所在地の市町村長が証明した書類

(注) 非課税措置の対象となる契約書に添付する証明書類は、原則として、原本である必要があります。

ただし、例えば、証明書類が 1 通しか発行されない場合には、その写しを添付して差し支えありません。

(被災者と被災者以外の者が共同で作成する契約書の課税関係)

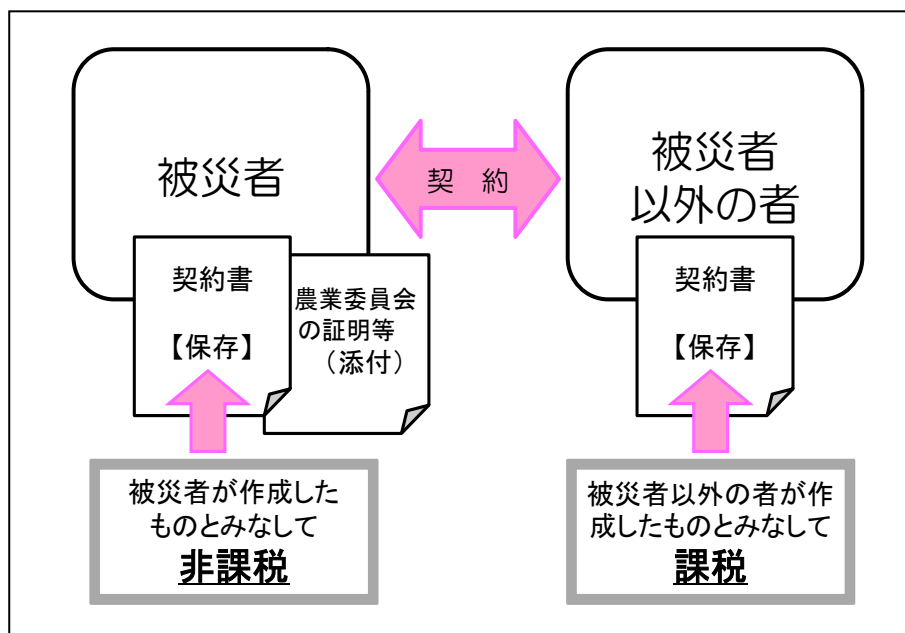
(問 31) 被災農用地に代わる農用地を購入することになり、新しい農用地の所有者と土地売買契約を締結することになりました。

契約にあたり、農業を営む被災者と土地の所有者が共同で作成する土地売買契約書の課税関係はどのようになりますか。

(答)

東日本大震災の被災者と被災者以外の者が共同で作成する契約書については、被災者が保存する契約書は被災者が作成したものとみなして非課税とされ、被災者以外の者が保存する契約書は被災者以外の者が作成したものとみなして課税されることとなります(震災特例法 50②)。

なお、被災者が保存する契約書には、その農用地の所在地の農業委員会等が発行した証明書類を添付しなければなりません。



6 被災した船舶・航空機に代わる船舶・航空機の取得等に係る船舶又は航空機の譲渡に関する契約書等の非課税（新設）

（非課税措置の対象となる「船舶又は航空機の譲渡に関する契約書」等）

（問 32） 震災特例法が改正されたことにより、東日本大震災により滅失等した船舶・航空機に代わる船舶・航空機を取得等する際に作成する「船舶又は航空機の譲渡に関する契約書」等が非課税とされるとのことですが、どのようなものが非課税措置の対象となるのですか。

（答）

震災特例法により非課税とされるのは、東日本大震災の被災者が、次のいずれかに該当する場合に作成する「船舶又は航空機の譲渡に関する契約書」又は「請負に関する契約書」で、平成 23 年 3 月 11 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に作成されるものです（震災特例法 51）。

- ① 東日本大震災により滅失し又は損壊したため取り壊した船舶に代わる船舶（以下「代替船舶」といいます）を取得し、又は建造する場合。
- ② 東日本大震災により滅失し又は損壊したため取り壊した航空機に代わる航空機（以下「代替航空機」といいます。）を取得し、又は建造する場合。

（「被災者」の意義）

（問 33） 代替船舶又は代替航空機の取得に係る「船舶又は航空機の譲渡に関する契約書」等の非課税措置は、「被災者」が作成するものであることが要件とされていますが、この場合の「被災者」とはどのような者をいうのですか。

（答）

代替船舶又は代替航空機の取得に係る「船舶又は航空機の譲渡に関する契約書」等の非課税措置は、「被災者」が作成するものであることが要件とされていますが、この場合の「被災者」とは、次の者をいいます（震災特例法令 41①②）。

- ① 東日本大震災によりその所有する船舶又は航空機に被害を受けた者であることについて「被災証明書類」の交付を受けた者
- ② 東日本大震災の被災者（個人）が「被災証明書類」の交付を受けた後に死亡した場合、その者の相続人
- ③ 東日本大震災の被災者（個人）が「被災証明書類」の交付を受ける前に死亡した場合、その相続人であって、「被災証明書類」の交付を受けた者
- ④ 東日本大震災の被災者（法人）が「被災証明書類」の交付を受けた後に合併により消滅した場合、その合併に係る合併法人
- ⑤ 東日本大震災の被災者（法人）が「被災証明書類」の交付を受けた後に分割により東日本大震災により被害を受けた船舶若しくは航空機に係る事業を承継させた場合、その分割に係る分割承継法人
- ⑥ 東日本大震災の被災者（法人）が「被災証明書類」の交付を受ける前に合併により消滅した場合、その合併法人であって「被災証明書類」の交付を受けた者
- ⑦ 東日本大震災の被災者（法人）で「被災証明書類」の交付を受ける前に分割により東日本大震災により被害を受けた船舶若しくは航空機に係る事業を承継させた場合、その分割承継法人であって「被災証明書類」の交付を受けた者

（注） ①の場合、分割により、被害を受けた船舶又は航空機に係る権利義務を承継させた分割法人は除かれます（⑤や⑦により分割承継法人が「被災者」となります）。

②～⑦の場合、それぞれの者に該当することが、契約書その他の書面（例：戸籍謄本、登記事項証明書（商業・法人登記）、合併契約書又は分割契約書）において明らかにされている必要があります。

(滅失等した「船舶」の範囲)

(問 34) 事業用に所有していた船舶(総トン数18トン)が東日本大震災により滅失してしまったため、これに代わる船舶(総トン数20トン)の購入を予定していますが、この際に作成する「船舶の売買契約書」は非課税の対象になりますか。

(答)

東日本大震災の被災者で被災証明書類の交付を受けた者が、「東日本大震災により滅失し又は損壊したため取り壊した船舶」に代わる船舶を取得する際に作成する「船舶の譲渡に関する契約書」であって、被災証明書類が添付されているものは、非課税の対象となります。

ここでいう、東日本大震災により滅失し又は損壊したため取り壊した「船舶」の範囲は、船舶原簿に登録を要する総トン数20トン以上の船舶及びこれに類する外国籍の船舶に限られません(震災特例法通達第51条関係2)。

したがって、ご質問の場合に作成する「船舶の売買契約書」は、非課税の対象となります。

なお、総トン数20トン未満の代替船舶を購入する際に作成する「船舶の売買契約書」は、そもそも印紙税の課税対象となりません。

【参考】

印紙税の課税物件として掲げられている「船舶の譲渡に関する契約書」(第1号の1文書)の「船舶」は、船舶法第5条に規定する船舶原簿に登録を要する総トン数20トン以上の船舶及びこれに類する外国籍の船舶をいい、その他の船舶は物品として取り扱うこととされています(印紙税法基本通達第1号の1文書19)。

(代替船舶の範囲)

(問 35) 漁業を営む個人事業者ですが、東日本大震災により、所有していた船舶が滅失したため、これに代わる船舶を購入することとしました。
この際に作成する「船舶の売買契約書」は非課税の対象になりますか。

(答)

東日本大震災の被災者で被災証明書類の交付を受けた者が、代替船舶を取得する際に作成する「船舶の譲渡に関する契約書」であって、被災証明書類が添付されているものは、非課税の対象となります。

ご質問の場合、被災者である個人が、滅失した船舶に代わるものとして取得する船舶とすることですので、作成される船舶の売買契約書は非課税となります(震災特例法施行令41③一)。

なお、被災者が法人である場合には、滅失した船舶に代わるものであることが、船舶の譲渡に関する契約書の作成時に、契約書その他の書面において明らかにされている必要があります(震災特例法施行令41③二)。

(代替航空機の範囲)

(問 36) 事業用にヘリコプターを所有していましたが、東日本大震災により損壊して使用することが困難となったため、これを処分して新たなヘリコプターを購入することとしました。

この際に作成する「ヘリコプターの売買契約書」は非課税の対象になりますか。

(答)

東日本大震災の被災者であって被災証明書類の交付を受けた者が、代替航空機を取得する際に作成する「航空機の譲渡に関する契約書」であって、被災証明書類が添付されているものは、非課税の対象となります。

ご質問の場合、滅失したため取り壊した航空機に代わるものとして取得する航空機であることが、ヘリコプターの売買契約書の作成時に契約書その他の書面において明らかにされていれば、ヘリコプターの売買契約書は非課税となります(震災特例法施行令 41⑥)。

【参考】

印紙税の課税物件として掲げられている「航空機の譲渡に関する契約書」(第1号の1文書)の「航空機」とは、人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機(ヘリコプター)、滑空機及び飛行船その他航空の用に供することができる機器をいいます(印紙税法基本通達第1号の1文書 21、航空法 2)。

(被災証明書類)

(問 37) 非課税措置の適用を受ける場合には、非課税措置の対象となる契約書に、「被災証明書類」を添付しなければならないとのことですが、「被災証明書類」とはどのようなものですか。

(答)

非課税措置の適用を受ける場合には、非課税措置の対象となる契約書に、次の「被災証明書類」を添付する必要があります(震災特例法施行令 41④⑦、震災特例法施行規則 21)。

契約書の区分	被災証明書類
代替船舶の取得等に関する契約書	次のいずれかの書類 ① 船舶登録事項証明書(抹消) ② 漁船原簿の謄本(抹消) ③ 海難証明 ④ 船舶の「り災証明書」
代替航空機の取得等に関する契約書	次のいずれかの書類 ① 航空機登録原簿の謄本又は抄本(抹消) ② 航空機の「り災証明書」

(注) 非課税措置の対象となる契約書に添付する「被災証明書類」は、原則として、原本である必要があります。

ただし、例えば、「被災証明書類」が1通しか発行されない場合には、その写しを添付して差し支えありません。

(被災者と被災者以外の者が共同で作成する契約書の課税関係)

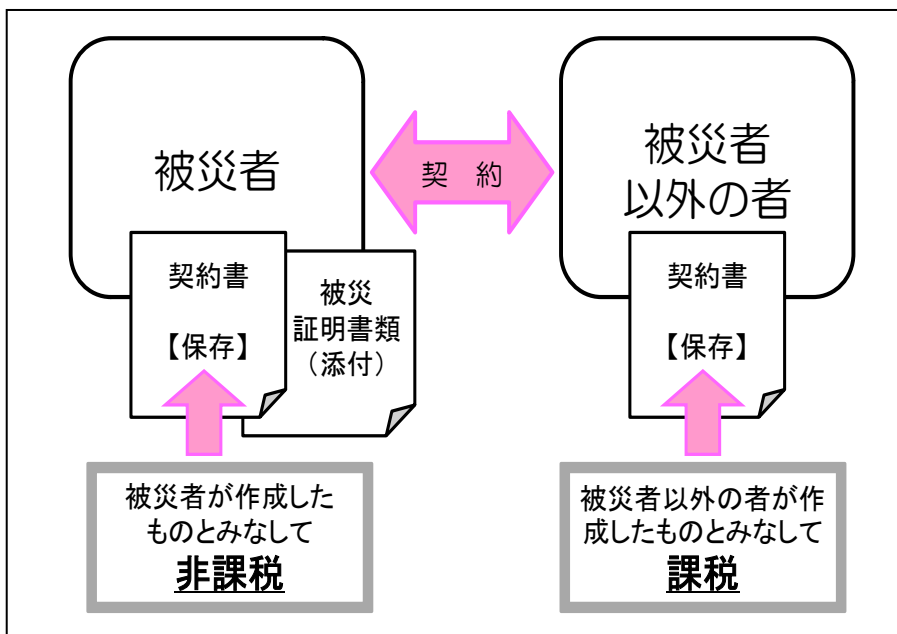
(問 38) 当社は東日本大震災で被災していない船舶の建造会社ですが、東日本大震災の被災者から、東日本大震災により滅失した船舶に代わる船舶の建造を依頼されました。

この際に、被災者と共同で作成する船舶建造契約書の印紙税の課税関係はどのようになりますか。

(答)

東日本大震災の被災者と被災者以外の者が共同で作成する契約書については、被災者が保存する契約書は被災者が作成したものとみなして非課税とされ、被災者以外の者が保存する契約書は被災者以外の者が作成したものとみなして課税されることとなります(震災特例法 51③)。

なお、被災者が保存する契約書には、「被災証明書類」を添付しなければなりません。



7 独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税（新設）

（非課税措置の対象となる「不動産の譲渡に関する契約書」等）

（問 39） 震災特例法が改正されたことにより、独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」等が非課税とされるとのことですが、どのようなものが非課税措置の対象となるのですか。

（答）

震災特例法により非課税とされるのは、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」といいます。）が、東日本大震災に係る仮施設整備事業に関して作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負契約書（建設業法に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限ります。）」で、平成 23 年 5 月 2 日（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行の日）から平成 31 年 3 月 31 日までの間に作成されるものです（震災特例法 52）。

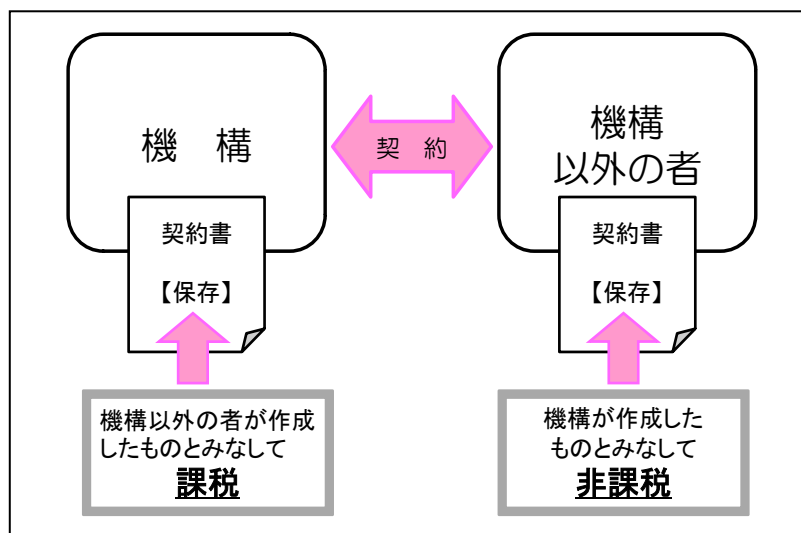
※ 仮施設整備事業は、東日本大震災において甚大な被害を受けた地域において、地域を支える中小企業が早期に事業を再開できるよう、機構が市町村の要請により、市町村から提供を受けた用地に仮設工場・仮設店舗等を整備し、市町村を通じて中小企業に無償で貸し出す事業です。

（機構と機構以外の者が共同で作成する契約書の課税関係）

（問 40） 建設工事を営む法人ですが、この度、機構が仮施設整備事業として行う仮設店舗の建設を請負うことになりました。
この際に作成する工事請負契約書の印紙税の課税関係はどのようになりますか。

（答）

機構と機構以外の者（印紙税法第 4 条第 5 項に規定する「国等」及び震災特例法第 49 条第 2 項に規定する「非課税被災者」を除きます。）が共同で作成する契約書については、機構が保存する契約書は機構以外の者が作成したものとみなして課税され、機構以外の者が保存する契約書は機構が作成したものとみなして非課税とされます（震災特例法 52②）。



8 過誤納確認関係

(改正法の施行日前に作成したものに印紙税を納付した場合)

(問 41) 東日本大震災が発生してから改正法が施行されるまでの間に、改正法で新たに非課税とされた契約書を既に作成し、収入印紙を貼付していますが、救済措置はあるのでしょうか。

(答)

震災特例法が改正されたことにより印紙税が非課税とされる契約書で、平成 23 年 3 月 11 日から改正法の施行の日の前日（平成 23 年 12 月 13 日）までの間に作成したものについて、印紙税が納付されている場合には、印紙税の過誤納があったものとみなすこととされています（改正法附則 20）。

この場合、納税地（作成者の住所地）の所轄税務署長の過誤納確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。

過誤納確認申請手続の際は、印紙税過誤納確認申請書を提出するとともに、非課税となる契約書の原本を提示していただくこととなりますが、差し入れ方式の金銭消費貸借証書のように原本が借入先の金融機関に保管されている場合には、その借入先の金融機関に相談してください（借入先の金融機関等が、借入者の委任を受けて、過誤納確認申請の手続を行っても差し支えありません）。

(改正法の施行日以後に作成したものに印紙税を納付した場合)

(問 42) 改正法の施行日以後に、震災特例法が改正されたことにより新たに非課税とされた契約書について、今回講じられた追加措置を知らずに印紙税を納付してしまいましたが、印紙税の過誤納確認申請することができますか。

(答)

非課税となる契約書に誤って印紙税を納付したものですので、過誤納確認申請ができません。

(過誤納確認申請の期限)

(問 43) 過誤納確認申請は、いつまでできるのですか。

(答)

過誤納確認申請は、契約書の作成日から 5 年間行うことができます。

(参考)

印紙税を含めた国税に関する過誤納金について、国に対する請求権はその請求することができる日から 5 年を経過することによって消滅します（国税通則法第 74 条第 1 項）。

印紙税の過誤納金についての「請求することができる日」とは、印紙納付によるものであれば収入印紙をはり付けた日、すなわち契約書の作成日となります。